経支第９６９号

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第１項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、その概要等を同法第６条第３項の規定において準用する同法第５条第３項の規定に基づき公告します。

令和８年１１月１０日

千葉県知事　　熊　谷　　俊　人

一　届出の概要

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

野田ショッピングセンター

野田市中根新田字鹿島原３６番地１ほか

２　大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社タカラ　代表取締役　高梨兵左衛門

野田市上花輪６２０番地

３　変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社タカラ　代表取締役　高梨貞介

野田市上花輪６２０番地

４　変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社タカラ　代表取締役　高梨兵左衛門

野田市上花輪６２０番地

５　変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

イオンリテール株式会社　代表取締役　梅本和典ほか

千葉市美浜区中瀬一丁目５番地１号ほか

６　変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

イオンリテール株式会社　代表取締役　古澤康之ほか

千葉市美浜区中瀬一丁目５番地１号ほか

７　変更年月日

（１）大規模小売店舗を設置する者の氏名等

令和６年１０月３日

（２）大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

令和７年６月２７日ほか

二　届出年月日

令和８年１０月２３日

三　届出及び添付書類の縦覧期間

令和８年１１月１０日から令和９年３月１０日まで。

四　この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から４箇月以内に、千葉県知事に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

１　意見書の提出期間

令和８年１１月１０日から令和９年３月１０日まで。

２　意見書の提出先

千葉県商工労働部経営支援課商業振興班

〒２６０－８６６７

千葉県千葉市中央区市場町１－１

電話番号：０４３（２２３）２９３２

ファックス番号：０４３（２２７）４７５７